
美作市教育大綱実施計画

令和7年度版



美作市・美作市教育委員会

美作市教育大綱の実現を図るため、具体的施策となる実施計画を次のように定め、計画的な事業実施を行う。

美作市教育大綱実施計画目次

1	幼児教育・学校教育の現状と課題	
	(1) 幼児教育の質の向上	1
	(2) 児童生徒の学力向上	2
	(3) 体力の向上	4
	(4) 支援教育の推進	4
	(5) 少子化に伴う学校園等の統廃合の検討	7
2	家庭・地域社会の教育力の現状と課題	
	(1) 家庭・地域社会の教育力向上	7
3	生涯学習・社会教育の現状と課題	
	(1) 公民館における生涯学習・社会教育の推進	8
	(2) 市立図書館を中心とした文化施設の充実	9
4	スポーツ施設の現状と課題	
	(1) スポーツ振興	1 0
	(2) 子どものスポーツ振興	1 1
5	美作市地域クラブ活動への展開に向けた現状と課題	
		1 2
6	高等学校教育等の現状と課題	
	(1) 学校魅力向上支援	1 2
	(2) その他学校教育への支援	1 4
	(3) 連携協定に基づく教育活動の支援	1 4
	美作市・美作市教育委員会教育委員名簿	1 5

1 幼児教育・学校教育の現状と課題

本市は0歳から15歳までの教育を教育委員会が展開し、中学校区ごとの特色を生かした連携教育を推進しています。

幼小接続（こども園・保育園を含む。）についても、同様に考えて小学校区ごとに推進しています。中学校区ごとの校園長会議には福祉関係者も集い、子どもの情報交換・共有だけでなく、学びの連携を進めています。

(1) 幼児教育の質の向上・・・(資料編P1～P3参照)

市内における幼児数は少子化の進行により減少傾向にあり、地域によっては入園者数が著しく減少し、集団での保育や教育が困難になってきている園が増えています。

また、子育てにおいては少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化の進行、共働き家庭の増加等を背景に、生活や遊びにおける経験の質の低下や子どもが家庭・地域の中で必要な身体能力や道徳観、社会性等を身につけることが困難になってきています。

こうした背景をもとに幼児教育に対する重要性が高まっており、非認知能力、いわゆる生きる力の基礎を育む教育・保育が求められています。併せて、発達障がいをはじめとする特別な配慮を要する子どもが増加しており、その特性を踏まえた適切な支援と、共に育ち学ぶインクルーシブな保育が求められています。

これら時代の要請に応えるためには、保育の質の向上及び職員全体の専門性の向上のための研修時間の確保が必要不可欠となっています。しかし、特別な配慮を要する子どもの増加や多様化する家庭への支援等により保育教諭・保育士・幼稚園教諭（以下「保育教諭等」という。）の負担が増え、その確保は十分とはいえません。そこで、この課題を少しでも解決し、保育教諭等が園児たちに向き合える時間を確保するため、教育委員会における事務の集中管理や園への保育支援員、保育事務員の配置を行っており、一定の成果を上げています。

また、幼児教育の提供と教育効果のある園児数の確保、子育て支援の充実を図るため、認定こども園への移行や保育の質の確保のために適正規模化を検討します。

《施策1》 架け橋期教育の充実

教育委員会に架け橋期コーディネーターを配置し、幼児教育の質の向上を図り、幼児教育から小学校教育へ滑らかに接続します。さらに全ての子どもの生活や学びの基盤をつくる「架け橋プログラム」へとつなぎます。

具体的には、架け橋プログラム研修（こども園等と小学校との連携や共感的相互理解のための研修）の充実、スタートカリキュラムの合同作成（5歳児・1年担任）を行います。

推進にあたっては、むさしこども園と大原小学校をモデル推進校園に指定し、市内全校園で接続期（5歳児後半から小学校1年生の4、5月）として実施しているカリキュラム作成の実践を、架け橋期（5歳児から小学校1年生終了までの2年間）へと広げ、「架け橋プログラム」を推進していきます。

《施策2》 支援者の連携推進

乳幼児健診では、自閉症の傾向を発見するチェック表（M-CHAT）を用い、早期発見、早期支援に努めるとともに、長期的な視点で幼児への教育的支援、保護者支援を行うことが必要となります。

そのためには、幼児と保護者双方に強いかわりを持つ教育部局の保育教諭等と福祉部局の保健師等が支援の方向性を共有しながら支援を継続していくことが重要であると考えます。

子ども政策課が実施する「にこにこ親子教室」への保育教諭等の参加、発達支援センターによる巡回相談の実施など、様々な機会を通じて支援者間の情報共有を強化し、これまで以上の連携推進を図ります。

《施策3》 保育教諭等の人材確保

幼児教育の充実を図るとともに、特別な配慮を要する子どもの増加や多様化する家庭への支援等に対応するため、保育教諭等の確保に努めます。

《施策4》 子育て支援の充実

「子育て」と「親育て」を支援するため、子育て支援センターを各中学校区に設置して遊びの環境や人員配置など内容の充実を図り、子育て相談や、交流の場の提供をはじめ、子育てに関する講座や講演会を開催し、子育て情報を発信していきます。

《施策5》 認定こども園への移行推進

質の高い幼児教育の提供と子育て支援の充実を図るため、湯郷こども園、むさしこども園、美作北こども園に次いで、令和7年度に英田こども園が開園しました。勝田・作東地域の園についても、認定こども園への移行について検討を進めてまいります。

(2) 児童生徒の学力向上・・・(資料編P4～P7参照)

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果では、小学校は、国語・算数ともに全国平均を下回り、特に算数は全国平均との差が大きくなっています。図形、実生活に必要なスキル（はかりの目盛りを読むことや割合）に課題があり、授業改善に向けた組織での取組が必要です。中学校は、国語・数学ともに全国平均を下回り、特に数学は全国平均との差が大きくなっています。図形、割合、筋道をたてて考え、説明することが課題となっています。小学校・中学校ともに、活用力を問う記述式問題や自分の考え・理由を書く問題について課題が見られました。

また、家庭学習時間については、小学校、中学校ともに全国及び県平均と比べ、「1時間より少ない」の割合が多いという傾向が見られました。特に小学校では7割近くの児童が家庭学習1時間未満となっており、令和5年度と比べ約3割増加しています。

今後、家庭学習の確実な定着や、一人一人が興味や習熟度に応じた課題に向き合えるような授業づくりや教材の活用がポイントとなります。

これらのことから、現行学習指導要領で求められる、知識及び技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成を図るための自己選択・自己決定できる場づくりやペア・グループ学習の質の向上を図るなど組織的な授業改善を行うことが必要です。そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、子どもたちの興味関心が喚起されるよう授業改善を進め、タブドリ Live 等を活用して基礎的な学力の確実な定着を図り、学校・市・県独自のテストの活用や補充学習等により読解力を伸ばしていくことが求められます。また、幼稚園、認定こども園、保育園、小学校、中学校が一層連携し教育活動を工夫することが必要となります。

併せて、学校における働き方改革を推進し、教員が専門性を高める時間と児童生徒と向き合う時間の確保に努め、教育の質の向上を目指す必要があります。昨年度から教師業務アシスタントが全小中学校に配置され、時間外勤務の減少等一定の改善が図られました。また、昨年度末から Google の対話型生成 AI 「Gemini（ジェミニ）」を導入し、Google サービスと連携することで文書生成、編集／要約、情報収集など業務の効率化を進めています。

さらには、すべての学習の基盤となる「情報活用能力」の育成に向けて、小中学校でのタブレット端末を活用した効果的な授業づくりを推進し、情報教育の強化・充実を図っています。令和 7 年度全国学力・学習状況調査において、「PC・タブレットなどの ICT 機器を、どの程度使用しましたか」という問いに対し、「ほぼ毎日」という回答が小・中学校ともに県・全国を上回っています。今年度から市内全小中学校に授業支援ツール「ロイロノート」を本格導入し、思考力、プレゼンテーション能力等を育成します。

《施策 1》 「学ぶ力」の育成

「学ぶ力」＝「学力＋意欲（自分を高める力）」と考え、『『自律的に学び続ける』児童生徒の育成』を目指します。そのための取組として、①「校内研究の充実による授業改善」、②「一人一台端末の活用による家庭学習と授業の連動」、③「各種調査の結果を分析することでメタ認知の育成」を全小・中学校で実践できるよう推進します。

具体として市独自の授業改革研究会の実施、授業改革推進チームとの連携により、研究主任や中核教員を中心とした校内研究の活性化と授業改善の気運を醸成します。また、端末活用により、家庭では基礎学力の定着や知識の習得等の準備学習を個別最適な方法で行い、授業においては思考力・判断力・表現力等の育成を図るための協働的な学びを充実させる学習スタイルの確立を目指します。さらに、全国及び県学力・学習状況調査等の活用により、授業改善等の取組の成果や課題について分析検証し改善を図る『『学ぶ力』の育成サイクル』の定着を図ります。

《施策 2》 英語力の向上

A L T との交流を就学前から行うことで、早期から切れ目のない英語教育を推進します。

中学校では、英語学習アプリ教材を活用した個々の興味や習熟度に応じた新たな学び方の導入により、4 技能（聞くこと、読むこと、話すこと、書くこと）の確実な定着を図り、異文化理解やコミュニケーション能力の向上など、グローバル化に対応した子どもたちを育成します。

また、市内の小学校高学年と中学生を対象とした英語検定を年に 3 回実施し、英語力と学習意欲の向上を図るとともに、目標をもって挑戦することで、子どもたちの主体性を育成します。

《施策 3》 G I G A スクール構想の推進

令和 6 年度から市内全小中学校に I C T 支援員を配置し、授業の中での端末活用、校内のネットワーク整備、校務の D X 化など様々な支援を依頼しています。また、情報化の推進体制を整え、教科指導における I C T 活用や情報教育、校務の情報化に積極的に取り組んでいる学校が認定させる

「学校情報化認定優良校」に13校中8校が認定されており、今年度中に全校認定されるようICT支援員と連携します。

《施策4》 学校図書館の充実

市内の学校図書館に配属の学校司書による、児童生徒や教職員への本の案内や図書館の利用についてガイダンスを行うなど、子どもと本を結ぶ効率的な図書館運営を推進するとともに学校図書システム構築により、学校図書のデジタル化を行い、調べ学習や情報活用学習を推進します。

また、公立図書館との連携を行いながら、図書館資料の充実に努めます。

(3) 体力の向上

子ども達が自ら健康な心と体を育み、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うためには、体力の向上は重要です。そのため、幼児期から遊びを通して楽しく運動できる習慣が身につくよう遊びの充実に努め、子どもの興味・関心、発達段階に応じた遊びの環境づくりをしていきます。小学校では、休み時間にしっかりと外遊びを奨励し、運動の楽しさが実感できる学校生活を推進します。

《施策1》 子どもの体力向上

国の幼児期運動指針に基づき、様々な遊びを中心に毎日、合計60分以上を目安に楽しく体を動かす時間を確保します。また、様々な動きが経験できるような遊びを取り入れ、発達の特性に応じた遊びを提供します。

《施策2》 日常での運動の習慣化

学校教育だけでなく、地域社会での運動習慣が身につくよう社会教育と連携し、体を動かす機会を増やします。

(4) 支援教育の推進・・・(資料編P8～P12参照)

小中学校における長期欠席・不登校の状況が課題となっています。令和5年度の30日以上欠席した児童生徒の出現率(児童生徒100人あたり)は、小学校4.95%、中学校9.44%となっており、小・中学校ともに県平均より高い値になっています。また、令和5年度の不登校の児童生徒の出現率(児童生徒100人あたり)は、小学校0.18%、中学校0.19%となっており、いずれも県平均より低い値になっています。ただし、この出現率の中には、医療的な原因によるものは含まれていないが、教育上の配慮を要することに変わりないことに留意する必要があります。国では、近年、不登校傾向にある児童生徒の数が増加傾向にあるため、「学校に戻す」ことをゴールとせず、「個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行う」ことを目指し、平成29年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」を施行しています。美作市においても、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策を推進する必要があります。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒数は、令和7年度には、29学級138人(9.1%)となっており、横ばいで推移しています。また、通常学級に在籍しているものの、特別な支援を要する児童生徒数は、令和7年度には302人(19.9%)となっており、増加傾向にあります。

さらに、本市における不登校・長欠及び不登校予備軍(長欠20日以上30日未満)の児童生徒のうち、7割近くが特別な支援を要するという実態があります。こうした

ことから、特別支援教育の充実は喫緊の課題となっています。

まず、特別支援学級の指導と評価の一体化を進めるとともに、個別の教育支援計画等を有効活用し、一人ひとりの児童生徒の実態に応じた「適切な指導」と「必要な支援」を行うことが重要です。組織的な特別支援教育の構築や教職員の専門性の向上に資するため、特別支援教育推進リーダーを配置します。

また「誰もが通いたくなる学校づくり」を形成するため、通常学級に加え、特別支援学級、通級指導教室、特別支援教室、自立応援室など多様な学びの場を充実させます。今年度から中学校通級を作東中学校に新設し、勝田中学校、美作中学校及び英田中学校には巡回指導を行います。大原中学校には大原小学校から巡回指導を行うことで、通級指導教室の拡充を図ります。

保護者及び保健福祉関係者とともに年に1回「発達支援講演会」を開催し、支援者理解を推進することで、特別支援教育の重要性や社会全体での支援の必要性など、市民の知識や理解が向上しています。このような背景は、すべての人々が生きがいを共につくり、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた後押しとなっています。

《施策1》 インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育の実現に向けて、全市的にユニバーサルデザイン教育を浸透させ、可能な限りすべての児童生徒がともに学び育つことができるように、誰にとっても分かりやすい授業づくりと個別最適な学びの実現に向けた研究を進めます。

また、小規模特認校制度により学区外からの入学を認め、発達障がい支援団体への周知を図ります。

今年度から市内小中学校で、学校作業療法士による支援が始まりました。作業療法士はリハビリテーションの専門家として、医療・福祉・教育など幅広い分野で活躍していますが、学校現場でもその専門性を活かした様々な貢献が期待されています。具体的には、発達に課題を抱える児童生徒への個別支援、ソーシャルスキルトレーニングなど集団での支援、姿勢や運動機能に関する指導、ストレスマネジメントの支援、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学習環境の提案などがあります。派遣の際には美作市青少年サポートセンターの職員も同行し、学校への継続的な支援に繋がっていきます。

市内小・中学校に配置されている特別支援教育支援員の資質向上を図るため年2回研修を実施することで支援員の資質の向上を図り、児童・生徒への適切な対応ができるようにして落ち着いた授業環境を維持・向上させます。

《施策2》 切れ目のない支援

トータルライフ支援プロジェクトにより作成している「美作市共通支援シート・個別の教育支援計画による情報連携のためのガイドライン」に基づき「共通支援シート」及び「個別の支援計画」を作成し、併せて保護者が記入する「はぐくみ」の活用により、それら支援シート等を就学前から学校卒業まで切れ目なく支援者が引き継ぐことにより、一貫した支援を行えるようにします。

そのためにも、園から小学校への情報の引継ぎを強化するとともに、小学校から中学校、中学校から高校への情報の引継ぎ体制の推進を図りま

す。

《施策3》 民間療育施設への支援

療育機関充実のため、民間の児童発達支援事業所や、放課後等デイサービス事業所の開設・運営に対し支援を行います。

《施策4》 「学びの多様化学校 樸^{あらき}学園」の開室及び「美作市青少年サポートセンター」の新設

令和7年4月1日、文部科学省の指定を受けて中国地方の公立学校初となる「学びの多様化学校 樸学園」を開室しました。樸学園は、何らかの要因で学校に行きにくさを感じている子どもたちの新たな学びの場となるよう、作東総合支所1階の一部を改修し、当面は、美作市立作東中学校分教室として開室します。学びの多様化学校は全国で58校開校されており、中国地方の公立学校としては初の開校となります。現在15人の生徒が在籍、そのうち市外から3人の生徒が区域外就学しています。学習の状況としては弾力的な教育課程を編成し、生徒の主体性に応じた学習を行っています。樸学園は、「ありのままでいい教室」「教えない教育」「したいことがかなえられる場」をコンセプトとして、生徒自身が学びの内容や進め方、指導する教員など学びを自己選択・自己決定していきます。また、樸学園には支援の必要な生徒も含まれており、教職員全体で様々なサポートをしています。これらインクルーシブ教育を含む教育実践を、市内小中学校はもとより県内外に情報発信していきます。

今年度4月から市内小中学校の子どもや青少年が抱える多様な課題に対して、教育・生活・社会の各側面から総合的に支援して社会的自立を推進するため、教育研修センター美作塾と青少年育成センターの二つの組織を「美作市青少年サポートセンター」として再編統合しました。現在、市内の学校園の状況を把握するための訪問、福祉部局等との連携を図るための会議等を行い、誰一人取り残さない教育の推進を図ってまいりたいと考えています。今後は作業療法士と連携した学校訪問や不登校親の会の開催、青少年サポートネットの設置も検討しています。

教育相談機能の充実を図るために心理士を配置し、樸学園と連携することで、学びの多様化を図るとともに、児童生徒の社会的自立を推進していきます。

《施策5》 長期欠席・不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

美作北小学校では、全ての児童の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」を学校の中心に据え、欠席3日目までに電話や家庭訪問により、子どもの状況を確認し、学校としての対応を検討する等、迅速かつ組織的に展開することで、新規の長期欠席者の出現を未然に防いでいます。また、美作中学校では、長期欠席生徒の居場所作りとして「自立応援室」を開設することで、学ぶ基盤づくりができています。令和5年度からは大原中学校へ拡充し、取組の充実を図っています。

このような取り組みを市内全学校に広げるとともに、長期欠席・不登校への組織的な対応に向け、青少年サポートセンターや関係機関と連携を

推進することで、長期欠席・不登校の未然防止や早期発見ができるよう学校の組織的対応力を強化します。

また、児童・生徒に配付している端末を活用し、個々の状況に応じた学習支援、生活支援を行います。

長期欠席の要因は、家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることも多いため、福祉部局等との連携（重層的支援体制整備事業）を行うことで、より有効な支援ができる体制の強化を進めます。

（５）少子化に伴う学校園等の統廃合の検討・・・（資料編 P 13～P 15 参照）

本市の学校園等の設置状況は、保育園 2 園、幼稚園 1 園、認定こども園 4 園（全園児数 526 人）、小学校 8 校（全児童数 999 人）、中学校 5 校（全生徒数 518 人）、給食センター 3 施設（全食数 1,799 食）となりました。

少子化の進行や地域社会における連帯感の希薄化、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘される現在において、地域の将来を担う子どもたちの教育環境の充実は特に重要な課題です。

美作市を支える人材を育成するため、望ましい学習集団の規模、ふさわしい教育環境の整備、通学条件等の視点から、将来的な学校園等の統廃合整備を進めていきます。

《施策 1》 美作市立小中学校の再編方針

少子化の進行に伴い、規模の適正配置や教育環境の維持向上を図るため、学校再編に関する現状、課題、義務教育学校などの考えられる選択肢について、客観的かつ具体性のある情報を地域や保護者に提供し、検討への参画を促し、合意形成を重視したプロセスにより再編計画の推進を行います。

《施策 2》 給食センターの統合

英北給食センター・美作給食センター・作東給食センターの 3 給食センターとも建設から 28～30 年が経過しており、老朽化と少子化に伴い、3 給食センターを統合し、業務委託の次期契約更新である令和 9 年 8 月 1 日の稼働を目標に 1 施設に集約することを検討しています。

2 家庭・地域社会の教育力の現状と課題

（１）家庭・地域社会の教育力向上

核家族化の進展、保護者の価値観の多様化、経済状況や家庭的背景も含め、本来家庭が果たすべき役割であるしつけや規範意識の醸成などを学校や園に頼る傾向が強くなり、家庭の教育力の低下が懸念されます。このような状況の中で、家庭生活において学習習慣や規則正しい生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）の定着、家庭や地域での人間関係の確立などが課題となっており、低年齢からの働きかけが重要と考えます。

また、子どもたちが地域の中で新たな人間関係を育むことができる場や、情緒を育む体験の機会を多く持つことができる地域環境づくりが必要です。

家庭・地域社会の教育力が高いとは	家庭・地域社会の教育力を高めるために
子どもたちが安心して活動できる居場所がある	地域での学びの場の整備
地域全体が家庭教育を支える意識が高い	地域の教育力の充実
子育ての悩みや不安を相談できる人がいる	子育てに関する学習機会の充実
家庭と地域社会のつながりが充実している	家庭・地域社会での教育力向上への支援

《施策１》 地域での学びの場の整備

「放課後子ども教室」では、地域での学びの場を整備します。

また、「放課後児童クラブ」では、民間活力による様々な生活体験ができる機会を設けます。併せてＩＣＴを活用した学習環境の整備を進めます。

《施策２》 地域の教育力の充実

コミュニティスクールを目指した「地域とともにある学校」づくりの研究を行い、ＰＴＡや地域と連携し、学校を中心とした「オール地域」の支援体制を構築します。

中学校区で課題を共有し、15年間を見通して共通したテーマのもとに教員が指導するとともに、岡山県教育委員会が発行した「授業改善と家庭学習で自律的学習を育てる」を基にした家庭学習の充実を図ります。

《施策３》 子育てに関する学習機会の充実

保護者や支援者を対象とした子育て講演会を開催し、家庭の教育力向上を図るとともに家庭での教育力の低下や、子育てに対する不安の増加などに対応するため、相談しやすい環境づくりを推進します。

《施策４》 家庭・地域社会での教育力向上への支援

児童生徒の地域行事やボランティア活動への参加を通じ、家庭と地域社会のつながりを充実させることで、地域社会と家庭が連携した見守り体制の充実を図り、教育力向上を支援します。

3 生涯学習・社会教育の現状と課題

(1) 公民館における生涯学習・社会教育の推進・・・(資料編P16参照)

公民館には、一人一人の生涯にわたる学びを支援するという役割に加え、地域活性化、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されており、住民参加による課題解決に向け、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められるようになっていきます。また、各地域における高齢者大学の閉校に伴い高齢者の学びの場が減少する中で、より公民館に寄せられる期待も高まっています。

こうした社会の要請からも、地域活性化につながる公民館活動の充実、体制整備は重要です。現在、中学校区単位を基本とする拠点公民館の再編整備を進めているところです。

これまでは貸館業務が施設運営の中心となっていました。専任の館長を配置した公民館では、住民参加型のイベントや文化活動の推進・支援、高齢者大学に代わる学びの場の提供として生涯学習講座等主催講座の開催など主体的な公民館活動を展開しています。

市内各地域の拠点となる公民館の機能を発揮するうえでも再編整備が必要と考えます。

《施策1》 公民館の再編成

市内 19 館ある公民館について、「行政と市民が協働するまちづくり」における地域の拠点施設として公民館が果たす役割の充実を図ることを目的とし、各中学校区に 1 館を基本として再編整備を推進し、現在 13 館となっています。更なる地域拠点施設としての役割と公民館活動の活性化を図るため、引き続き再編整備を推進します。

《施策2》 公民館事業の推進体制の充実

再編された公民館には、中学校区ごとの拠点公民館に専任館長を配置し、地域住民とのネットワークづくりを推進するとともに、行政情報の発信や公民館が主催する生涯学習講座の開催など、地域のニーズに対応した公民館事業に取り組みます。

《施策3》 子どもの居場所づくり

安全・安心な環境の中で、学習支援や文化・芸術体験、スポーツ・読書・調理活動等を通じて、学習意欲や一日の生活リズムを育むことで、家庭での教育力を支援し、将来子どもが自立する力の土台を福祉部局と連携して作ります。

《施策4》 みまさか市民大学の開校

生徒数の減少や役員の高齢化等により高齢者大学が閉校し、高齢者の学びの場が減少する中で、年齢制限を撤廃し全市民を対象とした「みまさか市民大学」を新たに開校し、学びの場を提供します。

また、民間企業や NPO 団体とタイアップし、従来の高齢者大学や公民館活動ではなされなかった新たな取り組みを行うことで、より多くの学習機会の提供を目指します。

(2) 市立図書館を中心とした文化施設の充実・・・(資料編 P 16 参照)

市内に 6 館ある公立図書館では、継続的に一定の利用者を得ているものの、利用者の拡大には繋がっていないのが現状です。令和 2 年度より運行稼働中の移動図書館車「ぶっくる号」を有効活用することにより、図書館利用者の拡大につなげていますが、インターネット予約など従来の図書館利用についての理解促進、SNS を活用した広報啓発に取り組む必要があります。

現在、公立図書館と学校図書館の連携強化を進めており、学校園への団体貸出など公立図書館蔵書を有効活用し、子どもと本をつなぐ取り組みを行っています。今後も、子どもの読書活動がより活発となるよう、様々な取り組みを行うことが求められており、司書能力の更なる向上に努め、図書館全体のレベルアップを図っていく必要があります。

《施策1》 移動図書館の活用と公立図書館の利用促進

「ぶっくる号」を有効活用することにより利便性を高め、利用者の拡大を図るとともに、従来の図書館についてもインターネット予約など上手な利用方法の周知活動を行い、本を身近に感じてもらえるような取り組みを進めます。また、SNSを活用したイベント等の告知の充実、図書館システムとLINEを連携させることによる利用者の利便性の向上と機能強化を図ります。

《施策2》 子どもの読書活動の推進

公立図書館の蔵書数を増やし、学校や地域団体への図書資料の提供(団体貸出)を進めるとともに、こども園等への「出張読み聞かせ」や「ぶっくる号」の利活用を図り、市内全域でのアウトリーチ型読書活動を推進します。また、子ども参加型のイベントを充実することで読書することの大切さや、資料を探すことの楽しさを学んでもらい、本を手にする機会の創出に取り組みます。子どもの読書・学びの拠点である学校図書館と連携した子どもの視点に立ったサービスの充実を図ります。

《施策3》 新たな文化交流施設の整備

令和3年6月に制定した「美作市総合防災施設整備の推進に関する条例」に基づき、新たな市役所庁舎と総合的文化交流施設及び防災公園等の一体的な整備を進めており、令和7年5月より新庁舎が開庁し、防災公園についても整備を行っているところです。

今後は、新庁舎に併設した総合的文化交流施設の整備に向け取り組みを進めます。この文化交流施設については、多様な文化的機能を集約し、市民の誰もが集い、親しみ、繋がる交流の場となるよう整備推進に取り組みます。

4 スポーツ施策の現状と課題

(1) スポーツ振興

スポーツは、人生をより豊かに充実したものにします。人間の身体的かつ精神的な欲求に応える世界共通の人類の文化の一つでもあり、心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツを親しむことは、極めて大きな意義を有しています。

市民が気軽に、いつでも利用できるスポーツ施設を整備し、利用可能な施設情報を広報することが必要です。

また、施設の利用状況等の精査や美作市が全国に誇る「岡山湯郷 Belle」や「宮本武蔵の生誕地」、「少林寺拳法創始者宗道臣の生誕地」等のスポーツに関する資源や施設を有効に活用し地域の各種スポーツ大会や教室を開催することも必要です。

《施策1》 スポーツ施設の利用環境の充実

子どもから高齢者まで多世代にわたる全ての市民がいつでも気軽に、多様な運動やスポーツ活動ができるよう、市内スポーツ施設についてユ

ニバーサルデザインに配慮するなど利用環境の充実を図ります。

《施策2》 スポーツキャンプ等の誘致事業の推進

市民の生活をより豊かにするため、美作市のスポーツ資源を活かし、各種スポーツ大会や合宿等を誘致することにより、スポーツツーリズムの推進と交流人口の拡大を図ります。

「スポーツキャンプ誘致岡山美作実行委員会」との連携による地域の活性化を図ります。

《施策3》 地域資源を活かしたスポーツ人材の育成

国際的に活躍が期待される各スポーツ分野別の「学びの場」として、「美作ラグビー・サッカー場」や「宮本武蔵顕彰武蔵武道館」など優れたスポーツ関連施設・環境を生かし、サッカーや剣道など、トップアスリートの育成を目指します。

(2) 子どものスポーツ振興

スポーツ少年団は、10競技21団体が各種スポーツに取り組んでおり、小・中学生の2割以上が加入しており全国及び県内でも高いレベルです。しかしながら、少子化やスポーツを専門的に指導するクラブチームへの加入など、選択肢が広がったことにより、スポーツ少年団の団員は、平成26年の637人から令和6年は352人と大きく減少し、活動を縮小する専門部も見受けられます。

このような現状から、子どもたちがスポーツに興味や関心を持ち、参加意欲を高めるとともに、多様なスポーツ選手を目指す子どもたちの「学びの場」となるよう、スポーツキャンプの誘致や岡山湯郷 Belle など、トップアスリートによるレベルの高いスポーツに触れる交流や観戦の機会の拡充を図っているところです。

また、日々の活動紹介や全国大会等の出場者への支援を行うことにより、運動に親しむ資質を高め、活気のある学校づくりにつなげるとともに、目標に挑戦する主体性や粘り強さ、責任感、協調性など、スポーツを通じた学びと成長の機会づくりを推進しているところです。

《施策1》 幼稚園等での園児の体力づくり

園生活における戸外等での日常的な遊びや、外部講師による運動遊び、サッカー指導やリズムジャンプ等を通して、身体の諸機能の調和的な発達を促すとともに、自ら進んで体を動かすことの楽しさや充実感を味わうことができるよう体力づくりに努めます。

《施策2》 スポーツ少年団活動への支援・各種スポーツ教室（スクール）の実施

スポーツ少年団団員の育成や指導にあたる指導員を支援するほか、継続して活動できる環境づくりを進め、スポーツ人口の増加と体力や運動能力の向上に努めます。また、身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことが出来るよう、ラグビー、サッカー、野球、剣道、ゴルフ、陸上競技、海洋クラブの教室（スクール）を実施します。

《施策3》 障がい者スポーツの理解促進と活動支援

ろう者女子サッカー代表候補合宿などの誘致に取り組み、障がい者ス

スポーツに触れ、体験することで、パラスポーツの魅力を知り、障がい者の理解を深めることを目的に、各関係団体と連携して、体験会などを計画・実施します。

5 美作市地域クラブ活動への展開に向けた現状と課題

市内各地域のスポーツ・文化活動は、人口減少・少子化の影響による参加者の減少に伴い統廃合や廃止されたものがあります。

市内中学校では、11種類の部活動において、教員の熱心な指導により、生徒の健やかな成長に大きな役割を果たしてきました。一方で、生徒数の減少等によるやむを得ない廃部や、単独で試合に出られない学校が大幅に増えるなど、今後生徒の活動の選択肢がさらに少なくなることが危惧されます。

国は、令和5年度からの3年間を改革推進期間として、まずは休日から、そして平日も含めた学校部活動の段階的な地域連携・地域展開に向けて、地域の実情に応じた環境整備を求めています。

美作市地域クラブ活動に移行することによって、少子化の中でも将来にわたり、子どもたちをはじめとする美作市民がスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる環境を整備していくとともに、子ども同士や子どもと地域の大人が出会い・つながる豊かな交流によって、子どものみならず地域住民を巻き込んだ活動にしていくことで、さらなるスポーツ・文化芸術の発展が期待できます。

《施策1》 地域連携・地域展開の推進

令和5年度より美作市中学校部活動の地域連携・地域移行に係る協議会を立ち上げ、学識経験者、スポーツ・文化活動を担う運営団体、各地域の保護者、教育関係団体など、様々な立場からの意見を集約してまいりました。

協議会での検討を経て、美作市では「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という理念の下、持続可能で多様なスポーツ・文化活動を実施することで、子どもたちの豊かな心や創造性、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うことを目的に地域連携・地域展開に取り組みます。

国・県の部活動ガイドラインを踏まえ、令和10年度を目安に中学校部活動を地域クラブ活動に移行します。

令和7年度からモデルケースを開始し、「平日休日の学校部活動」の指導部分を「地域クラブ活動」へ移行し、令和8年度から令和9年度にかけて順次モデルケースを拡大していきます。

また、地域スポーツ・文化活動のガバナンス組織を含めた体制づくり、必要経費等について検討を行います。

6 高等学校教育等の現状と課題

(1) 学校魅力向上支援

岡山県教育委員会がまとめた小中高生（相当年齢）の人口独自試算によれば、県の合計特殊出生率が現在のまま推移した場合、平成27年（2015年）に県内に56,000人いた高校生が、令和22年（2040年）には38,000人に減少するとの推計となっていま

す。

また、平成 31 年 2 月に策定された「岡山県立高等学校教育体制整備実施計画」における再編整備基準では、「①第 1 学年の生徒数が 100 人を下回る状況が、令和 5 年度以降 2 年続いた場合には、再編整備の対象とする。② 第 1 学年の生徒数が 80 人を下回る状況が、令和 5 年度以降 2 年続いた場合には、翌年度の生徒募集を停止する。」と明記されており、通学の利便性や地元自治体からの進学状況など、地域の状況に配慮するとはされていますが、計画的・段階的な方向性が示されました。

令和 2 年度から、林野高等学校の募集定員は、従来の 140 人から 120 人に引き下げられており、今後の生徒数減少の状況いかんによっては、統廃合の対象となる可能性がないとはいえない状況にあります。多くの生徒に進学していただけるよう、各中学校へ林野高校を P R して生徒募集に協力するとともに、県に対して存続のために必要な施策を求めていく必要があります。

一方、平成 30 年 4 月に私立の滋慶学園高等学校美作キャンパス（通信制・単位制）が開校し、新たな学びの場が確保されたことにより、進路の選択肢が増えました。開校当初は、通学する生徒は 6 名（通信制を含めると 7 名）でしたが、医学・薬学コースなどの進学専攻、スポーツ専攻など、特色ある学科が開設されており、令和 7 年 4 月 1 日現在では、通信制を含めると 263 名の生徒が在籍しています。全国的に通信制の高等学校に在籍する生徒数は、近年、増加しており、令和 6 年度の学校基本調査では、前年度から 2 万人以上増加して 29 万人を突破しました。県内では 6 千人を超え、うち私立の高等学校においては、5 千人を超えており、市内の中学校からの進学率も増加傾向にあります。通信制の高等学校において学びを継続することが、将来に向けた個人目標の設定においても意義のあることから、滋慶学園高等学校美作キャンパスの生徒募集等に対して支援が必要です。

なお、令和 2 年度からは、私立の高等学校についても家庭の収入状況によっては授業料が無償化となり、公立と私立の費用格差が縮まり、高等学校教育における公立・私立の垣根が低くなることで、より質が重要視され、さらなる特色や魅力づくりが求められてくるものと考えられます。今後も市内で高等学校教育を受けることができる機会を確保し、教育水準を維持・向上していく必要があります。

《施策 1》 「みまさか学」の活動支援

地域をフィールドにした探究活動や、様々なビジョンを持った人々との出会いを通じて、地域への理解を深め、郷土を愛する心や課題解決能力を育成する「みまさか学」の活動の支援を行います。

《施策 2》 I C T活用支援

「Chromebook」及び「G Suite（現在の Google Workspace）」を全国に先駆けて導入しており、I C Tを活用した新たな学びを創造することで学校の魅力向上を図ります。

《施策 3》 若者移住定住促進給付金制度による支援

より多くの学生に市内の高等学校等に進学していただけるよう、市外から転入してきた学生に対して給付金を支給し、経済的な負担の一部を助成しています。

《施策 4》 生徒募集協力支援

学校の魅力や情報を広く発信し、学生の募集に協力します。

(2) その他学校教育への支援

高齢化の進展などに伴い、医療・看護の需要が増大し多様化していく中で、医療体制等の整備とともに看護師やリハビリテーション専門職等の確保を図ることはますます重要となっており、市内の医療機関等からもその養成を求める声が上がっています。

市内には岡山湯郷 Belle のホームグラウンドである美作ラグビー・サッカー場をはじめ、ゴルフ場やテニスコートなど優れたスポーツ関連施設が多くあり、これらを活用した大会、合宿等が盛んに行われています。

平成 30 年度には「美作市スポーツ医療看護専門学校」が開校し、市内の医療機関などから求める声の大きい看護師等やスポーツトレーナーの専門職を輩出し、市内に就職する人材も増えています。今後も専門学校とスポーツ関連団体が市内のスポーツ関連施設などを有効活用し、有益な人材育成についての連携を深めていきます。

なお、美作市と同様に高齢化が進展している近隣の中山間地域においても看護師等の専門職のニーズが高いことから三県境地域創生会議の枠組みを活用するなど、広域連携による取組を推進することとします。

《施策 1》 生徒募集協力支援

看護師等やスポーツトレーナーの専門職を養成する専門学校である、「美作市スポーツ医療看護専門学校」と、併設された「滋慶学園高等学校美作キャンパス」の情報を広く発信するとともに、スポーツ少年団やスポーツ協会、岡山湯郷 Belle などと連携して学生の募集に協力します。

《施策 2》 学生への経済支援

将来、市内の医療機関等で看護師等の業務に従事しようとする学生の方に対して、在学期間と同じ期間、市内の医療機関に勤務すると返還が免除される奨学金貸付制度や若者移住定住促進給付金制度があります。

《施策 3》 学びの場の提供支援

看護師等やスポーツトレーナーの専門職の養成のため、みまさかアリーナトレーニングルームや作東 B&G 海洋センタープールなどスポーツ施設を授業や研修等の場として提供するとともに、市内で開催される各種スポーツ大会を現場実習の場として、ボランティアスタッフの受け入れを支援します。

(3) 連携協定に基づく教育活動の支援

「美作市スポーツ医療看護専門学校」及び「滋慶学園高等学校美作キャンパス」の母体である学校法人大阪滋慶学園との連携に関する協定（令和 3 年 4 月 1 日締結）に基づき、教育、文化、スポーツ、学術研究など様々な分野において連携し、地域社会の発展と人材育成・確保に向けた取り組みを推進します。

《施策 1》 教育連携施策の展開

協定に基づき連携を強化し、相互の知的資源及び人的資源等を最大限に活用した施策を展開します。

美作市・美作市教育委員会教育委員名簿

市長	萩原 誠司				
教育長	福田 昌弘	令和2年6月22日	～	令和8年6月21日	
教育委員	景山 智子	令和7年5月25日	～	令和11年5月24日	
教育委員	岡本 美幸	平成30年5月25日	～	令和8年5月24日	
教育委員	万殿 貴志	令和元年5月25日	～	令和9年5月24日	
教育委員	浅尾 めぐみ	令和6年5月25日	～	令和10年5月24日	